明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令の一部を改正する省令（**総務**七三）　一
○法人税法施行規則の一部を改正する省令（**財務**七六）　二
○支出官事務規程及び国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（**同**七七）　二
○債務管理事務取扱規則の一部を改正する省令（**同**七八）　二

〔規　則〕
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一七―〇―一一二）　二

〔告　示〕
○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件（**総務**三一五）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三一五）　四
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件（**同**三一六）　五
○保安林の指定をする件（**農林水産**一二八四～一二九一）　六
○保安林の指定を解除する件（**同**一二九二、一二九三）　六
○特定土地区画整理事業の施行規程の変更及び事業計画の変更を認可した件（**国土交通**九一五）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**九一六、九一七）　八
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**九一八）　八
○国立公園の公園事業を決定する件（**環境**一〇二）　九
○国立公園の公園事業を廃止する件（**同**一〇三）　九
○国立公園の公園事業を変更する件（**同**一〇四）　九
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一六〇、一六一）　九

〔人事異動〕
内閣　内閣府　国家公安委員会　警察庁　法務省　外務省　最高裁判所　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）　一〇

〔公　告〕
諸事項
**官庁**
財団、司法書士懲戒処分関係　一〇
**裁判所**
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　一〇
**地方公共団体**
教育職員免許状失効関係　三
**会社その他**

## 省　令

### ○総務省令第七十三号

租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の一部の施行に伴い、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第六項の規定に基づき、収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日

総務大臣　山本　早苗

収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令の一部を改正する省令

収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令（平成十五年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「会社の営業所」を「収入印紙を売りさばく会社の営業所」に、「はり付け」を「貼り付け」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「前二項」に、「収入印紙」を「印紙」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第三条第六項の規定に基づき自動車重量税印紙の交換を請求する者は、次に掲げる事項を記載した用紙を、当該自動車重量税印紙及び自動車重量税印紙の交換手数料とともに、自動車重量税印紙を売りさばく会社の営業所に提出しなければならない。この場合において、当該自動車重量税印紙が文書等に貼り付けられたものであるときは、その状態で提示の上、当該自動車重量税印紙を提出しなければならない。

一　交換の請求に係る自動車重量税印紙の種類、枚数及び合計金額

二　交換を希望する自動車重量税印紙の種類、枚数及び合計金額

第九条第一項中「収入印紙」を「印紙」に改める。

**附　則**

この省令は、租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。